

(仮称) ながのこども館整備事業設計及び施工者選定に係るプロポーザル

応 募 要 領



令和3年10月



長野市

目 次

I 事業の趣旨と概要	1
1 趣旨	
2 事業の概要	
3 設計及び施工者選定の概要について	
II 参加資格について	4
1 プロポーザルへの参加について	
2 参加表明書等の提出及び参加資格等の確認について	
3 参加資格に関する質疑について	
III 技術提案書について	9
1 技術提案書の作成について	
2 技術提案書の提出について	
3 技術提案書に関する質疑について	
4 参加の辞退について	
IV 審査について	12
1 技術提案書の確認について	
2 選定委員会について	
3 失格事項について	
4 審査結果について	
V 契約について	14
1 契約の手続きについて	
2 契約方法について	
3 契約の保証について	
4 その他	
VI その他の注意事項	15
1 提出書類の取扱いについて	
2 提出書類の作成及び提出等に関する費用について	
3 事業等の変更及び中止について	
4 その他	
VII 資料・様式等	16
1 別冊資料及び様式一覧	
2 技術提案書の作成イメージ	

I 事業の趣旨と概要

1 趣旨

令和2年4月策定の「城山公園再整備基本構想」では、城山公園がもっている特徴や立地条件などを踏まえ、「ふれあいの森ゾーン」、「芸術の庭ゾーン」、「交流の丘ゾーン」の3つゾーンに分けて、テーマを持たせながらの整備方針を決めている。

その際のパブリックコメント等でも、動物園の存続や駐車場の充実、また屋内遊具施設の設置などの意見が多く寄せられていることから、今後の計画として「ふれあいの森ゾーン」の再整備に着手し、子育てファミリー層が安心して遊べる環境を提供したいと考えたものである。

具体的な計画として、少年科学センターを城山動物園と一体化させて、一部の科学展示物を活かしながら、子供の遊びと子育て世代の交流の場としての機能拡充を図り、併せて建物の長寿命化対策を実施することとした。

本事業の実施に当たっては、プロポーザル方式により設計及び施工者を選定し、設計に関する業務及び施工について、それぞれ随意契約を行うことを予定している。また、プロポーザルにおいては、限られた期日の中で最も優れた提案を求めるため、事業者が連帯して自主結成した特定建設共同企業体（以下、「特定JV」という。）から、整備に対する技術提案を募集し、審査を経て、最優秀者の選定を行うものとする。

なお、提案競技に参加するためには、（仮称）ながのこども館整備事業 設計及び施工者選定に係るプロポーザル応募要領（以下「応募要領」という。）に定める参加資格を満たしていることが必要であり、技術提案にあたっては、応募要領の記載事項及び別冊の「（仮称）ながのこども館整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を満たした技術提案書を提出することが必要である。

2 事業の概要

(1) 事業名称

（仮称）ながのこども館整備事業

(2) 事業場所及び対象建物

ア 場 所 長野県長野市上松2丁目4番5号（城山公園内）
イ 対象建物 長野市少年科学センター

(3) 事業内容

ア 対象業務

- ・設計に関する業務（遊具等施設整備及び建物長寿命化改修等）
- ・整備工事（既存施設及び展示物の撤去処分を含む）に関する業務（ ）

- ・工事監理に関する業務（ ）

イ 業務の要求水準

前項に掲げる業務について要求する水準は、要求水準書に定めるものとする。

ウ 事業期間

設計に関する業務の契約日から令和6年3月末日とする。ただし、工事の品質管理と安全管理を満たした上で、事業期間を短縮すること。なお、プロポーザル実施における工期の評価については、「(仮称) ながのこども館整備事業設計及び施工者選定に係るプロポーザル審査要領」(以下「審査要領」という。)において、評価を行うものとする。

なお、設計業務委託の契約は令和4年5月中旬を、整備工事の契約は令和5年6月議会最終日を予定している。

エ 予算価格

本事業の予算総額は8億3千万円(消費税相当額を含む)以内とし、その内、遊具施設整備工事に関する予算額は2億円(消費税相当額を含み、設計委託費は含まない)以内とする。ただし、遊具施設整備費の縮減した金額を、その他の費用に加算することはできない。

オ 最低制限価格

最低制限価格は、設定しないものとする。ただし、プロポーザル実施における価格の評価については、「審査要領」において、評価を行うものとする。

3 設計者及び施工者選定の概要について

(1) スケジュール

項 目	日 程	摘 要
応募要領の公告	令和3年10月20日(水)	・応募要領、提出様式等はHP掲載
参加資格に対する 質疑受付期間	令和3年10月25日(月) ～ 11月5日(金)	・指定の様式にて提出(電子メール)
現地説明会	令和3年11月1日(月)	・10/28までに電話連絡が必要
参加資格に対する質疑回答	令和3年11月15日(月)	・ホームページで回答(公開)
参加表明書等提出期間	令和3年11月16日(火) ～ 11月24日(水)	・指定の様式にて提出(郵送等)

参加資格の確認 結果通知発送	令和3年11月25日(木) ～12月3日(金)	・郵送にて結果通知発送
現地説明会	令和3年12月6日(月)	・12/2までに電話連絡が必要
技術提案書作成に関する 質疑受付期間	令和3年12月6日(月) ～12月10日(金)	・指定の様式にて提出(電子メール)
技術提案書作成に関する 質疑回答	令和3年12月20日(月)	・ホームページで回答(公開)
技術提案書提出締切日	令和4年1月31日(月)	・指定の様式、部数等厳守
最優秀者の選定・公表	令和4年2月16日(水)	・選定委員会による審査、選定 ・場合によりヒアリング実施
設計業務の契約締結	令和4年4月～	・応募要領及び別途協議による

(2) 連絡先

本件に関する連絡先は以下のとおり。また、本事業の設計及び施工者選定の手続きに係る書類等はすべて以下の連絡先に提出すること。

〔連絡先〕

長野市都市整備部 公園緑地課 建設担当

〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地(第二庁舎5階)

TEL: 026-224-7284(直通) FAX: 026-224-5111

E-mail: kouen@city.nagano.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kouen/>

(3) 現地説明会

- ア 実施日時 令和3年11月1日(月) 及び 令和3年12月6日(月)
13時30分から16時30分まで
- イ 集合場所 現地(少年科学センター)
- ウ 事前予約 参加希望者は、それぞれの実施日の4日前までに参加人数等について申請を行う。申請はI-3-(2)に記載する連絡先とし、受付時間は午前9時から午後5時まで(土、日、祝日を除く)とする。

Ⅱ 参加資格について

1 プロポーザルへの参加について

本事業の設計及び施工者選定に係るプロポーザルに参加できる者は、事業者が連帯して自主結成した特定JVで、参加表明書・誓約書（Ⅱ-2-(1)参照）を提出し、参加資格が市によって確認された者とする。

なお、特定JVの構成及び特定JVを構成する事業者の参加資格については、以下の要件を満たすものとする。

(1) 特定JVの構成

- ア 特定JVは、令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格（以下、「参加資格」という。）を有する2者以上4者以内の事業者で自主結成するものとする。
- イ 事業者のいずれか1者に、平成23年度以降に国や地方公共団体が所有する同種の施設（子供を対象とした、屋内型の遊び場施設や科学センター等）の、新築または改築工事の設計を完了した実績及び、同種の施設の管理運営業務を行った実績を有すること。（設計業務と管理運営業務が同一の施設であることは問わない。）
なお、上記実績を有する事業者（入札参加資格の有無は問わない。）と、本事業の設計に係る委託契約を締結できる場合は、「実績を有する」とみなすことができる。
- ウ 事業者のいずれか1者が建築士事務所登録をしていること。
- エ 設計業務に当たっては、事業者のいずれか1者で、応募要領の公告日以前において3箇月以上の雇用関係があり、1級建築士の資格を有する管理技術者を配置すること。なお、監理技術者とは同一としないこと。
- オ 各業務に関する共同企業体の出資比率は、「長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱」を準用するものとする。

(2) 特定JVの代表者に必要な要件

令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の本店情報に、長野市の住所が記載されており、建築一式工事の資格を有し、総合評価値が1,000点以上の者で、以下の要件すべてに該当する者とする。

- ア 建築工事業について、特定建設業の許可を有していること。
- イ 以下の基準を満たす監理技術者を、本事業の当該工事に専任で配置できること。
 - ・ 1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。

- ・応募要領の公告日以前において3箇月以上の雇用関係があること。
- ・工事の契約日において、他の工事に専任する技術者ではないこと。（該当工事の竣工検査の終了が確認できる場合を除く。）
- ・原則として、契約時に監理技術者を変更することはできない。

(3) 特定JVの代表者以外の事業者に必要な要件

資格者名簿の本店情報に長野市の住所が記載されており、建築一式工事、電気工事、管工事のいずれか1つ以上の格付がA級の者であること。または、市外の者にあつては建築一式工事に係る総合評定値が900点以上の者で、以下の要件全てに該当する者とする。

ア 主任技術者について、以下の基準を満たすことができること。

- ・1級建築士または1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士のうち、いずれかの資格を有していること。
- ・応募要領の公告日以前において3箇月以上の雇用関係があること。
- ・工事の契約日において、他の工事に専任する技術者ではないこと。（該当工事の竣工検査の終了が確認できる場合を除く。）

(4) すべての事業者に通じて必要な要件

参加資格を有する者は、応募要領の公告の日において、以下の要件すべてに該当する者とする。また、市と契約を締結するまでの間に、以下の要件をひとつでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納している者ではないこと。
- オ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- カ 本事業の設計及び施工者選定に係るプロポーザルへの参加に当たり、同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

(5) 参加等に係る制限事項(全事業者に共通)

全事業者に共通する制限事項を以下のとおりとし、抵触する事項がある場合は参加を認めない。

- ア 参加表明書等及び技術提案書の提出は、特定 J V 1 者につき 1 点に限るものとする。
- イ 同一の法人が、特定 J V の代表者と構成事業者を兼ねることはできないものとする。
- ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、同一の特定 J V を構成することはできないものとする。
- エ 一方の法人の役員が、他方の法人の役員を現に兼ねている場合、同一の特定 J V を構成することはできないものとする。

2 参加表明書等の提出及び参加資格等の確認について

本事業の設計及び施工者選定に係る提案競技への参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 参加表明書・誓約書の提出

- ア 提出期間 令和 3 年 11 月 16 日(火) から 11 月 24 日(水) まで
- イ 提出先 I-3-(2) に記載する連絡先
- ウ 提出書類及び提出部数
 - ・参加表明書・誓約書（様式－1） 1 部（特定 J V として）
 - ・設計及び管理運営業務実績調書（様式－2） 1 部（対象の事業者）
 - ・配置予定技術者調書（様式－3） 1 部（各事業者）
- エ 提出方法 紙により、持参又は郵送で提出すること。
(持参の場合、提出は土、日、祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、配達証明書付書留郵便とし、提出期限日の午後 5 時までに必着とする。)
- オ その他
 - ・共同企業体として提出を行うこと。
 - ・指定の様式（様式－1 から様式－3）は、I-3-(2) に記載する URL からダウンロードすること。
 - ・様式の掲載期間：令和 3 年 10 月 20 日(水) から 11 月 24 日（水）まで

(2) 参加資格等の確認及び結果通知

- ア 参加表明書等を提出したすべての者について、提出した書類の記載内容を確認し、Ⅱ-1に定める参加資格の要件に該当すること及び制限事項に抵触しないこと等を確認する。
- イ 上記の確認に当たり参加表明書等を提出した者に対し、問い合わせを行う場合がある。
- ウ 確認の結果、要件等をすべて満たしている者を、本事業の設計及び施工者選定に係るプロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）とし、その旨を書面で代表者に通知するとともに、技術提案書の作成に必要な整理番号を交付する。
- エ 確認の結果、要件等を満たさない者に対し、本事業の設計及び施工者選定に係るプロポーザルに参加できない旨及びその理由を、書面で代表者に通知する。
- オ 上記エの通知を受けた者は、その通知をした日から起算して5日以内（土、日、祝日を除く）に、書面（A4版様式任意）により、市に対して、その理由について説明を求めることができる。
- カ 上記オの受け付け場所はⅠ-3-(2)に記載する連絡先とし、受付時間は午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）とする。
- キ 上記オに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に行う。

3 参加資格に関する質疑について

応募要領Ⅱ-1に定める参加資格について、疑義がある場合には、以下により「参加資格に関する質問書」（様式-4）を提出するものとする。

(1) 参加資格に関する質問書の受付

- ア 提出期間 令和3年10月25日(月) から11月5日(金) まで
- イ 提出先 Ⅰ-3-(2) に記載する連絡先
- ウ 提出方法 指定の様式(様式-4)に記載のうえ、電子メールに添付して提出すること。
- エ その他
 - ・電子メールの件名は「プロポーザル参加資格に関する質問」とすること。
 - ・電子メールのデータ容量は1通当たり3メガバイト以内とすること。
 - ・本事業の提案競技への参加資格に関する内容以外の質問は受け付けない。
 - ・指定の様式(様式-4)は、Ⅰ-3-(2)に記載するURLからダウンロードすること。
 - ・様式の掲載期間：令和3年10月20日(水) から11月5日(金) まで

(2) 質問書に対する回答

受付けしたすべての質問及びその回答は、令和3年11月15日(月)までに長野市ホームページ（URLは、I-3-(2) のとおり）へ掲載する。ただし、掲載日は諸事情により変更する場合がある。なお、回答は応募要領の追加又は修正とみなすものとする。

Ⅲ 技術提案書について

1 技術提案書の作成について

参加者は、本事業のプロポーザル実施のために、技術提案書を提出しなければならない。

なお、技術提案書は「技術提案項目」と「技術提案資料」により構成するものとし、それぞれ要求水準書及び関係法令に適合するよう作成すること。

(1) 技術提案項目

- ア 作成に当たり、様式は「技術提案項目」（様式－５）を用い、記入の際は文字のサイズ、フォント等について変更しないこと。
- イ 審査の際、参加者が特定できないよう、住所、名称、代表者氏名等は記載しないこと。
- ウ 様式の右上に、Ⅱ－２－(２)－ウ に定める通知において交付した整理番号を記載すること。
- エ 以下に掲げる項目ごとに、本事業に関する技術提案を文章で記入すること。

【（ ）内に示した数値は選定する際の配点を示したもの。】

なお、各項目の記載内容については、要求水準書Ⅱ－３「技術提案書の評価項目」を参考にすること。

- ① 全体コンセプト（１０）
- ② 事業期間（５）
- ③ 事業費（消費税相当額を含む）（２０）
- ④ 新遊具と科学展示物（２０）
- ⑤ 安全性（１５）
- ⑥ 展示スペース内の動線及びゾーニング計画と諸室等の配置（１５）
- ⑦ 長寿命化対策と維持管理（１０）
- ⑧ その他（５）

(2) 技術提案資料

- ア A３横版、形式任意、カラー可、裏面使用不可とする。
- イ 枚数は全体で３枚以内とする。
- ウ 審査の際、参加者が特定できないよう、住所、名称、代表者氏名等は記載しないこと。

- エ 右上に、Ⅱ-2-(2)-ウ に定める通知において交付した整理番号を記載すること。また、右下にページ番号を記載すること。
- オ 「技術提案項目」の記載内容を補足する資料として、図面、イラスト等を用いて、わかりやすく作成すること。

(3) 資料提供

- ア 本事業の参考資料を希望する者に貸出しを行う。ただし、参考資料の内容確認、技術提案及び業務等への採用は、参加者の責任において行うこと。

参考資料 : 建物竣工図書、構造耐久性調査結果、アンケート結果

- イ 縦覧期間 令和3年10月20日(水)から令和3年12月24日(金)まで
(ただし、土、日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする)
- ウ 縦覧場所 I-3-(2) に記載する連絡先
- エ 貸出等 参考資料の貸出し及び縦覧を希望する者は、I-3-(2) に記載する連絡先に申込むこと。貸出しは予約制により、半日を限度として貸出しを行うものとする。

2 技術提案書の提出について

(1) 提出期間

Ⅱ-2-(2)-ウ に定める通知の到着日から令和4年1月31日(月)まで

(2) 提出先

I-3-(2) に記載する連絡先

(3) 提出方法

- ア 技術提案項目、技術提案資料、それぞれ別冊とし、以下の部数を提出すること。
- ・ 正本 1部 表紙(様式任意、参加者の名称を記載)をつけること。
 - ・ 副本 10部 表紙はつけないこと。
 - ・ 電子データ 1枚 提出用電子媒体はCD-R。データ形式については、技術提案項目 word、技術提案資料は PDF とする。
- イ 持参又は郵送により提出すること。
(持参の場合、提出は土、日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着とする。)

ウ その他

- ・技術提案書（技術提案項目及び技術提案資料）以外の書類及び図面等は受理しない。
- ・提案は、1 参加者につき 1 案のみ提出できるものとする。
- ・指定の様式（様式－５）は I－３－(2)に記載するURLからダウンロードすること。
- ・様式の掲載期間：令和３年 10 月 20 日 から令和４年 1 月 31 日(月)まで

3 技術提案書に関する質疑について

技術提案書の作成に当たり、疑義がある場合には、以下により「技術提案書に関する質問書」（様式 6）を提出するものとする。

(1) 技術提案書に関する質問書の受付

- ア 提出期間 令和３年 12 月 6 日（月）から令和３年 12 月 10 日(金)
- イ 提出先 I－３－(2)に記載する連絡先
- ウ 提出方法 指定の様式（様式－６）に記載のうえ、電子メールに添付して提出すること。
なお、図面等添付は可とするが、PDF 及び Word、Excel の 2000 以降のバージョンとすること。
- エ その他
- ・電子メールの件名は「プロポーザル技術提案書に関する質問」とすること。
 - ・質問書の提出は、各共同企業体の代表者のみができるものとする。
 - ・電子メールのデータ容量は 1 通当たり 3 メガバイト以内とすること。
 - ・指定の様式（様式－６）は、I－３－(2)に記載するURLからダウンロードすること。
 - ・様式の掲載期間：令和３年 10 月 20 日（水）から令和３年 12 月 10 日(金)まで

(2) 質問書に対する回答

受付けしたすべての質問及びその回答は、令和３年 12 月 20 日(月)までに長野市ホームページ（URLは、I－３－(2)のとおり）へ掲載する。ただし、掲載日は諸事情により変更する場合がある。

なお、回答は応募要領の追加又は修正とみなすものとする。

4 参加の辞退について

参加者は、技術提案書の提出期限までに、本事業のプロポーザルへの参加を辞退することができる。辞退する場合は、その旨と理由を記載した書面（A 4 版様式任意）を、I－３－(2)に記載する連絡先まで持参すること。

Ⅳ 審査について

1 技術提案書の確認について

提出された技術提案書の内容等を確認し、以下の項目を満たすものについて審査を行う。
なお、記載（提案）されていない項目及び事項については評価しないものとする。

- (1) 技術提案項目及び技術提案資料が提出されていること。
- (2) 事業期間の終了が令和6年3月末日以前であること。
- (3) 事業費（消費税相当額を含む）が予算価格以下の金額であること。

2 選定委員会について

- (1) 技術提案書の審査及び評価、最優秀者の選定は、次の者で構成する選定委員会において行うものとする。

役 職 等	氏 名
副 市 長	○ 樋 口 博
長野市教育委員会委員	茅 野 理 恵
長野市青少年健全育成審議会委員	西 澤 奈 々 子
こども未来部長	日 台 和 子
都市整備部長	岩 片 弘 充

○ 委員長

- (2) 技術提案書の審査及び評価は、審査要領に基づき行う。
- (3) 選定委員会が技術提案書の審査及び評価を行う際、必要に応じ参加者からヒアリングを行うことがある。（ヒアリング実施の有無や方法については後日、通知する。）

3 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出した書類等に虚偽の記載がある場合。
- (2) 選定委員に対し本事業のプロポーザルに関する接触を求めた場合。
- (3) その他、選定委員会が不適格と認めた場合。

4 審査結果について

(1) 審査結果の公表及び通知

審査結果については、選定委員会終了後速やかに公表するとともに、参加者すべての代表者あてに通知する。なお、審査結果に疑義がある場合は以下のとおりとする。

- ア 上記の通知を受けた者は、その通知をした日から起算して5日以内（土曜、日曜及び祝日を除く）に、書面（A4版様式任意）により、市に対して、その理由について説明を求めることができる。
- イ 上記アの受付け場所は、I-3-(2)に記載する連絡先とし、受付時間は午前9時から午後5時（土曜、日曜及び祝日を除く）までとする。
- ウ 上記アに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日を除く）に行うものとする。

(2) 最優秀者及び優秀者の取扱い

審査の結果、最優秀者に選定された者は、本事業の契約に関する優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が契約の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、IV-3に定める失格事項に該当することが判明した場合又はその他の理由において契約ができない場合は、当該優先交渉権を取り消し、優秀者を優先交渉権者として、契約のための交渉を行うものとする。

このため、優先交渉権者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を、I-3-(2)に記載する連絡先まで持参すること。

V 契約について

1 契約の手続きについて

- (1) 市と優先交渉権者は、速やかに本事業のための契約締結に向けた基本協定を締結し、当該協定に基づき、業務委託及び工事に関する契約を締結する。
- (2) 設計業務委託の契約は令和4年5月中旬以降を予定している。
- (3) 整備工事の契約は令和5年6月議会最終日を予定している。
- (4) 契約手続きは、長野市契約規則（昭和60年3月11日 規則第4号）の定めるところによる。

2 契約方法について

本事業実施にあたっての契約は、それぞれの業務及び工事ごとに優先交渉権者と随意契約を行うものとする。

3 契約の保証について

優先交渉権者は、契約の締結時まで、長野市契約約款第4条により、契約の保証を行うものとする。

4 その他

- (1) 市と契約した特定JVの有効期間は、本事業の完成後12箇月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後においても、本事業につき、瑕疵担保責任がある場合には、構成員が連帯してその責めを負う。
- (2) 本事業のために結成された特定JVのうち、契約の相手方とならなかった者の有効期間は、本事業の契約が締結されたときをもって終了するものとする。
- (3) 本事業の主たる部分の再委託は認めないものとする。

VI その他の注意事項

1 提出書類の取扱いについて

- (1) 提出された参加表明書等及び技術提案書は返還しない。
- (2) 市は提出された技術提案書について、選定及び選定結果の公表以外の目的で無断使用しない。
- (3) 提出された技術提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。ただし、市が必要と認める場合には、無償で利用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、長野市情報公開条例（平成 13 年 9 月 25 日長野市条例第 30 号）に基づき、開示等を行う。
- (4) 市は、選定結果の公表方法として、ホームページでの公表、報道機関への発表等を予定している。

2 提出書類の作成及び提出等に関する費用について

提出書類の作成及び提出、その他プロポーザルに関する一切の費用について、市は負担しないものとする。

3 事業等の変更及び中止について

- (1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、市は事業を変更又は中止する場合がある。
- (2) 設計及び施工者選定の過程において前項の事態に至った場合、市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。

4 その他

- (1) 提出後の参加表明書等及び技術提案書については、原則として内容変更を認めない。

Ⅶ 資料・様式等

1 別冊資料及び様式一覧

(1) 別添資料

(仮称) ながのこども館整備事業 要求水準書

(2) 参加表明に関する様式

様式No.	名 称	交付方法	交付期間
様式－ 1	参加表明書・誓約書	ホームページに掲載	R3. 10. 20～11. 24
様式－ 2	業務実績調書	ホームページに掲載	〃
様式－ 3	配置予定技術者調書	ホームページに掲載	〃
様式－ 4	参加資格に関する質問書	ホームページに掲載	R3. 10. 20～11. 5

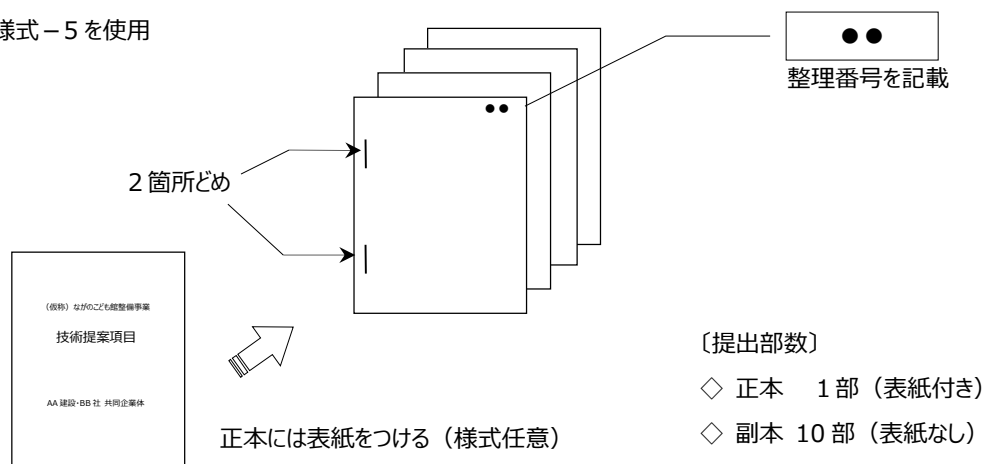
(3) 技術提案に関する様式

様式No.	名 称	交付方法	交付期間
様式－ 5	技術提案項目	ホームページに掲載	R3. 10. 20～R4. 1. 31
様式－ 6	技術提案書に関する質問書	ホームページに掲載	R3. 10. 20～12. 10

2 技術提案書の作成イメージ

■ 技術提案項目

※ 様式-5を使用



■ 技術提案資料

※ A3横、形式任意
カラー可、裏面使用不可

